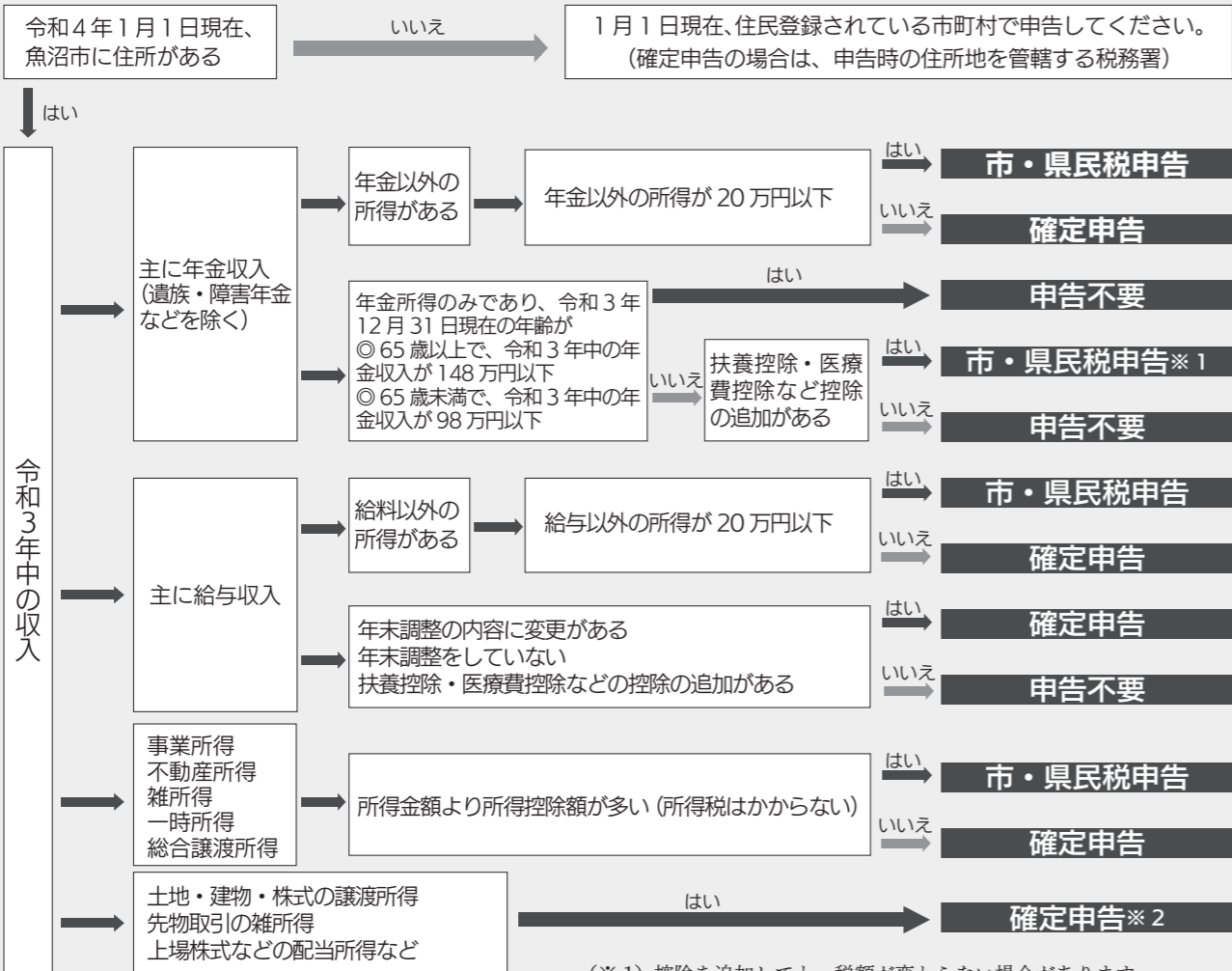


# 申告フローチャート (所得税の確定申告をする場合は、市・県民税の申告は不要)

※申告する人の収入状況や控除内容によって、チャートの結果のとおりとならない場合もありますので、あくまで目安としてください。



(※1) 控除を追加しても、税額が変わらない場合があります。  
(※2) 税務署で申告してください(青色申告・贈与税・消費税の申告を含む)

税申告の準備はお早めに！

# 市・県民税、所得税の申告が始まります

☎ 税務課 792・9751

**受付** 事前予約制 となります

**会場** 本庁舎 (北部庁舎、入広瀬会館でも行います。日程は8ページをご覧ください。)

**申告期間** 2月16日(水)～3月15日(火)の平日  
休日相談会：2月20日(日)・27日(日) ※午前中のみ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場内の混雑緩和を図るため事前予約制といたします。

## 【予約受付期間】

2月1日(火)～3月14日(月)

必ず **希望日の前日までに予約** をお願いいたします。

※作成済みの申告書の提出のみであれば、予約は不要です。

**必ず  
事前予約を！**



## 【予約方法】

①インターネット予約 24時間予約可能

QRコードまたは市ホームページで「申告相談予約」で検索の上、確認してください。予約時に受付番号が発行されます。

### ■予約のキャンセル、変更について

- ・期日、時間帯の変更は予約日前日までにお願いします。
- ・予約の変更をされる場合は、予約専用ダイヤル(☎792・1256)にお電話ください。



予約開始は  
2月1日(火)からです。

②専用ダイヤルに電話予約 9時～16時 ※土、日曜日及び祝日を除きます。

☎792・1256

受付開始当初は大変混み合い、つながりにくい場合があります。その場合は、時間をおいてお掛け直してください。

③税務課窓口で予約 9時～16時 ※土、日曜日及び祝日を除きます。

受付時間内に本庁舎1階税務課窓口にてご予約ください。

**注意** 専用ダイヤル以外の電話、ファクス、電子メールでの予約受付はできません。

## Q & A -よくある質問-

**Q.** 令和3年中は収入がありませんでした。申告は必要ですか？

**A.** 収入がない場合でも、市・県民税申告が必要な場合があります。

前年中に収入がなかった人については、申告義務はありません。ただし、申告がない場合、課税(非課税)証明書などの発行ができません。また、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅などの算定にも影響が出る可能性があります。

**Q.** 私は公的年金の他に、個人年金を年間12万円受け取っています。金額も少ないし申告はいらぬですか？

**A.** 申告の必要があります。

所得税では、所得の発生した時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、公的年金以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要とされています。一方、市・県民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されるので、公的年金以外の所得がある場合には、少額でも申告しなければなりません。

**Q.** 我が家では、所有する田んぼを人にお願ひし耕作してもらっています。年貢や現金をもらっていますが、申告が必要ですか？

**A.** あなたの不動産収入になり、申告が必要です。

農地を貸して地代や年貢を受け取っている分は、あなたの不動産収入になります。たとえ所得金額が少なくても申告を省略することはできません。不動産所得の収支内訳書を作成し、確定申告または市・県民税申告をしてください。



# 所得税 個人消費税込 贈与税 確定申告

☎ 小千谷税務署  
☎ 0258・83・2090

**申告会場** 小千谷税務署  
(〒947-8540 小千谷市東栄 1-5-24)

期2月1日(火)～3月15日(火)  
※土、日曜日及び祝日を除きます。  
相談受付：8時30分～16時  
相談開始：9時から

※還付申告の方の申告相談について  
新型コロナウイルス感染症対策の一環として、  
2月15日(火)以前から受け付けております。  
※贈与税について  
2月1日(火)以降、申告相談を受け付けます。

check! 次のような相談は小千谷税務署へ!

- 住宅借入金等特別控除を受ける人で1年目の人
- 株・土地等の譲渡所得がある人(公共事業で市や  
県に土地等を売却した場合のみは市でも受付可)
- 先物取引にかかる雑所得がある人
- 損失申告をされる人
- 青色申告をされる人
- 消費税や贈与税などの申告をされる人
- 過年度分の申告をされる人
- 更生の請求・修正申告をされる人

📝 感染症リスク軽減のための  
税務署からのお願いとお知らせ

■ご自宅から e-Tax のご利用をお願いします

申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、作成した申告書をマイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで提出できます。  
※印刷して郵送等での提出も可能です。



確定申告特集ページをご利用ください

e-Tax で申告を行うと一部添付書類が省略できたり、24時間受付できるなどメリットも多くあります!



簡単・便利なスマホ申告始めませんか?

スマホ申告講習会を開催します

日1月27日(休)  
①10時30分～12時 ②13時30分～15時  
場市役所本庁舎(301会議室)  
定各回20人  
持スマートフォン、マイナンバーカードなど  
申事前予約が必要です。1月21日(金)までに小千谷  
税務署(☎0258・83・0274)へご連絡  
ください。

税務署の確定申告会場の入場には、当日会場で配付される入場整理券または、事前に国税庁 LINE 公式アカウントから取得した入場整理券が必要です



▲国税庁公式 LINE アカウント

- ・スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。
- ・確定申告会場に来場される際は、マスクを着用のうえ、少人数でお越しください。
- ・入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状がある方は入場をお断りさせていただきます。
- ・16時前であっても、相談を終了する場合があります。



# 市・県民税申告

☎ 税務課  
☎ 792・9751

全て事前予約制です 事前予約方法は6ページを参照してください。

**本会場** 本庁舎3階 301会議室

期2月16日(水)～3月15日(火)  
※土、日曜日及び祝日を除きます。  
申告相談時間：9時～11時30分、13時～16時

■休日申告相談会

日2月20日(日)、2月27日(日)  
申告相談時間：9時～11時30分

📝 申告に必要なもの

- マイナンバーカード、または通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
- 給与、公的年金などの所得がある人は、源泉徴収票(原本)
- 事業所得など(農業、営業、不動産)がある人は、収支内訳書
- その他収入がある人は、その収入と経費が分かる証明書・領収書など
- 各種保険料の控除を受ける人は、支払額が証明できる書類
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書、医療費通知など
- 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証や証明書など
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- 利用者識別番号を取得されている人は、番号が分かるもの
- 所得税の還付を受けようとする場合は、申告者名義の通帳等口座番号が分かるもの

※その他、所得の計算や所得・税額控除に必要と思われる書類がありましたら、併せてお持ちください。

市ホームページからも確認できます。「市県民税申告」で検索してください。

**守門会場** 北部庁舎3階 301会議室

期2月28日(月)～3月2日(水)  
申告相談時間  
9時～11時30分、13時～16時

**入広瀬会場** 入広瀬会館3階 多目的ホール

日3月3日(木)、3月4日(金)  
申告相談時間  
9時～11時30分、13時～16時

**郵送の場合** 送付先

〒946-8601 魚沼市小出島910番地  
魚沼市役所 市民福祉部税務課 市民税係 宛  
☑3月15日(火)  
※申告書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

📝 その他

医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を、  
営業・農業・不動産所得がある人は「収支内訳書」を、  
必ず事前に作成して会場にお越しください。

- ・申告に必要な書類の作成等で、ご不明な点のある人は、お早めに税務課までお問い合わせください。
- ・申告に必要な各種様式は1月中旬以降、市役所の本庁舎、北部庁舎及び入広瀬会館に用意していますので、必要な人は取りにお越しください。

! 間違いの多い事例

- ・被扶養者は1人の扶養にしかねれません。家族間で重複がないように申告してください。
- ・「ふるさと納税ワンストップ特例」を適用した人が所得税や市・県民税の申告をされる場合、特例対象外となります。申告する場合は寄附金控除も忘れずに申告してください。